

専決処分について（立川市地域学習館、学習等供用施設及び歴史民俗資料館・古民家園の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和元年 10 月 24 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市地域学習館条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 21 号）第 7 条、立川市学習等供用施設条例（昭和 58 年 3 月 31 日条例第 6 号）第 4 条の 2 及び立川市歴史民俗資料館条例（昭和 60 年 10 月 3 日条例第 30 号）第 3 条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市地域学習館、学習等供用施設及び歴史民俗資料館・古民家園の臨時休館について

令和元年10月11日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市地域学習館、学習等供用施設及び
歴史民俗資料館・古民家園の臨時休館について

1 理由

台風 19 号の接近に伴う安全確保のため

2 対象施設

10月12日及び13日に臨時休館とした施設

地域学習館

名称	位置
立川市柴崎学習館	立川市柴崎町2丁目15番8号
立川市砂川学習館	立川市砂川町1丁目52番地の7
立川市西砂学習館	立川市西砂町6丁目12番地の10
立川市高松学習館	立川市高松町3丁目22番5号
立川市錦学習館	立川市錦町3丁目12番25号
立川市幸学習館	立川市幸町2丁目1番地の3

歴史民俗資料館・古民家園

名称	位置
立川市歴史民俗資料館	立川市富士見町3丁目12番34号
川越道緑地古民家園	立川市幸町4丁目65番地

10月12日のみ臨時休館とした施設

学習等供用施設

名称	位置
立川市滝ノ上会館	立川市富士見町4丁目16番10号
立川市こんぴら橋会館	立川市砂川町3丁目26番地の1
立川市高松会館	立川市高松町2丁目25番26号
立川市若葉会館	立川市若葉町3丁目34番地の1
立川市こぶし会館	立川市幸町5丁目83番地の1
立川市羽衣中央会館	立川市羽衣町2丁目26番7号
立川市天王橋会館	立川市一番町3丁目6番地の1
立川市柴崎会館	立川市柴崎町1丁目16番3号
立川市さかえ会館	立川市栄町4丁目6番地の2
立川市西砂会館	立川市西砂町5丁目11番地の13
立川市上砂会館	立川市上砂町1丁目13番地の1